

駐車許可制度の主な改正ポイント

1 駐車許可期間の延長

反復継続にかかる車両の駐車許可期間が6か月から3年に延長されました。

2 申請要領等の全国統一

駐車許可申請等にかかる書類が全国統一の書式に改正されました。

(1) 申請にかかる書類

申請内容	提出書類
駐車許可を受けるとき、更新のとき	駐車許可申請書
許可証を紛失、滅失、汚損、破損等したとき	駐車許可証再交付申請書
許可を受けていた車両の登録番号が変更した場合など	駐車許可証記載事項変更届

(2) 駐車許可申請に必要な書類

提出書類	部数
駐車許可申請書	2部
自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面	2部
駐車場所及び周辺見取図	2部
申請にかかる用務を証明する書面	2部

(3) 駐車許可証再交付申請に必要な書類

提出書類	部数
駐車許可再交付申請書	1部

(注意) 紛失の場合は事前に遺失届をしてください。

(4) 駐車許可証記載事項変更届に必要な書類

提出書類	部数
駐車許可記載事項変更届	1部
変更内容を証明する書面	1部
交付されている許可書	

3 許可証の掲示

許可を受けた車両を駐車する時は、駐車許可証を車両の前面の見やすい位置に掲示してください。

その際、申請者欄は折り曲げて見えないようにしてください。

4 駐車日時場所の特定が困難な駐車許可手続について

駐車する区域が決まっているものの、あらかじめ時間と場所を特定できない場合は、許可を受けようとする日時の欄に

(例) 貨物集配開始予定時間から終了予定時間内(8時から19時までの間)

(例) 訪問診療等事業所の営業時間内(10時から17時までの間)及び緊急訪問時許可を受けようとする場所の欄に

(例) 宮崎市〇〇町〇番地の訪問先付近

と記載してください。

許可を受けようとする場所が複数ある場合は、「宮崎市〇〇町で3か所」等のように複数の場所を記載することができます。

5 一括申請

駐車する場所が複数あり、複数の警察署の管轄に及ぶ場合であっても、その中から代表する一つの警察署のみに申請することで他の警察署への申請の必要はありません。

この場合は、審査に時間がかかりますので、余裕をもった申請をお願いします。

6 駐車可能な場所

用務先から100メートル以内の範囲に駐車場がある場合は許可の対象となりませんが、実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合には、許可の対象となり得る場合があります。

7 更新申請の合理化

定期的な申請で過去に許可を受けた申請と同じ内容の申請の場合は、駐車許可申請書以外の添付書類を省略することができます。

添付書類を省略した申請は、前回の申請内容と同一か確認する必要がありますので、前回受けた許可証か前回受けた許可証の写しを持参してください。